

事務連絡  
令和6年7月26日

各 

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

### 新生児聴覚検査費に係る受検者の経済的負担の軽減について

平素より、母子保健行政に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新生児聴覚検査については、家庭の経済状況に関わらず全ての新生児を対象として実施するため、当該検査費用の公費負担を行い、受検者の経済的負担の軽減を積極的に図ることが重要です。こども家庭庁で実施している「新生児聴覚検査の実施状況等調査」では、当該検査費用の公費負担を実施している市町村の割合が年々増加しているものの、令和4年度時点で、当該検査費用の公費負担を実施している市町村は80.0%となっており、いまだ2割の市区町村において、公費負担が実施されていない状況となっています。

今般、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「全国での公費負担の実施に向けた取組を進める」とされたことも踏まえ、下記のような対応を行っております。各市町村におかれましては、難聴児の早期発見・早期療育推進のため、当該検査費用の公費負担について積極的に取り組み、受検者の経済的負担の軽減を図っていただくようお願い申し上げます。また、各都道府県におかれましても、管内市町村の当該検査の実施状況を把握し、実施体制の整備の取組が進むよう、引き続き必要な支援を行っていただくようお願いいたします。

なお、各市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施状況については、今後も国において継続的に実態調査を実施する予定であるため、念のため申し添えます。

### 記

1. 新生児聴覚検査費について、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成

19年度より市町村に対して地方交付税措置が講じられてきたところです。

当該措置については、令和4年度以降、普通交付税の保健衛生費において算定しておりましたが、令和6年度においては以下の2点について見直しを行いました。

- ・ 普通交付税の算定費目「こども子育て費」の創設に伴い、保健衛生費からこども子育て費における算定に移行。
- ・ 市町村における新生児聴覚検査の公費負担の最新の実施実態を踏まえ、新生児聴覚検査費として市町村の標準団体（18歳以下人口1万6,000人）当たり1,606千円を計上。（令和4年度の935千円より671千円の拡充）

こうした点を踏まえ、市町村においては、新生児聴覚検査費に係る受検者の経済的負担の軽減の推進に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

2. 都道府県における推進体制を整備するため、母子保健衛生費国庫補助金において「新生児聴覚検査体制整備事業」を実施しております。都道府県においては、こうした事業を活用して、管内市町村における新生児聴覚検査の実施状況等の把握や情報共有を図るなど、検査体制の推進に努めるようお願いいたします。